

構造改革特区に関する兵庫県の規制改革要望

1 先端光科学技術特区

| 目 的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|-----------------------------|--|---------------|----------|----------------|--|--|
| 研究開発成果 の早期の実用 化・事業化推進 | 高度先進医療の実施について、保険給付が受けられる「特定承認保険医療機関」の承認要件等の見直し 【保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第5条の2 特定承認保険医療機関及び特定承認療養取扱機関の取扱いについて（昭和60年2月25日保発第19号）】 | 全国対応 | 厚労 | | 薬事法改正により、医師の主導により医薬品等を使用する臨床研究について、治験として取り扱う事となったことに伴い、特定療養費制度の適用対象とする。 臨床研究以外の高度先進医療については、高度先進医療制度において、特定承認保険医療機関の承認要件や対象技術の範囲について見直しを行い、速やかに実施する。 | 播磨科学公園都市内に立地する県立粒子線医療センターで行われるがん治療等の粒子線治療について、療養のうち基礎的部分については特定療養費の対象とするため、「高度先進医療制度」の弾力的な適用を図る。具体的には、技術要件、施設要件の審査期間の短縮化や、要件を満たさない場合の大臣協議等の手続きの簡素化を図る。 |
| | 高度先進医療に係る臨床研究への「特定療養費」の導入 【健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成6年8月厚生省告示第236号）】 | 全国対応 | 厚労 | | 薬事法改正により、医師の主導により医薬品等を使用する臨床研究について、治験として取り扱う事となったことに伴い、特定療養費制度の適用対象とする。 臨床研究以外の高度先進医療については、高度先進医療制度において、特定承認保険医療機関の承認要件や対象技術の範囲について見直しを行い、速やかに実施する。 | 特区内の医療機関における粒子線医療等の高度医療に係る臨床研究について、治験の範囲を拡大し「特定療養費」を導入する。 |

| 目 的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|---------------------|--|---------------|----------|----------------|---|---|
| 研究開発成果の早期の実用化・事業化推進 | 高度先進医療の実施について、病床数制限の例外となる「特定病床等の特例」に関する要件の緩和 【医療法施行規則第30条の32の2】 | 全国対応 | 厚労 | | 現行でも各施設とも1回限りとされている高度先進医療に係る病床の特例措置の回数制限について、先進医療を推進するため特に必要があると認められる場合には撤廃する等の弾力的な運用を行う。 | 特区内において、光科学技術に関連する医療・臨床研究を行う医療機関について、特定病床等の特例を弾力的に運用する。 (光科学技術に関連する医療・臨床研究の例) ア 粒子線医療 イ 大型放射光施設SPring-8と連携した、神経系の損傷・障害から再生・治癒に至る過程の画像診断・治療技術等の研究開発 等 |
| | SPring-8の産業利用促進のための民間参入の拡大 【特定放射光施設の共用の促進に関する法律第2条】 | 現行で可能 | 文科 | | | SPring-8の産業利用を促進するため、可能な限り民間の参入を直接可能とする方向での規定を見直す。例えば、分析測定業務の規定の整備等を行う。 |
| | Spring-8の産業利用促進のための料金体系の設定 | 事実誤認・税減免等 | 文科 | | | SPring-8の産業利用を促進するため、例えば分析測定サービス等を行う場合の料金体系の整備等を行う。 |
| | 株式会社設立に関する最低資本金額の引き下げ 【商法第168条の4】 | 引き続き検討 | 法務 | | | ベンチャー企業の創出を促進するため、特区内に新たに企業を設立する場合には、株式会社について定められている最低資本金の制限を撤廃する。 |
| 世界中の優秀な人材への求心力の向上 | 在留資格変更手続きの簡素化 【出入国管理及び難民認定法第20条、出入国管理及び難民認定法施行規則第20条】 | 特区対応 | 法務 | - | | 外国人技術者等の就労円滑化のため、短期滞在から就労ビザへの切替え手続きの簡素化、数次ビザの発給要件を緩和する。 |

| 目 的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|-------------------|---|---------------|----------|--|---------|---|
| 世界中の優秀な人材への求心力の向上 | 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長) 【出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条別表第二】 | 特区対応 | 法務 | 501の場合、在留期間については当該活動を継続している限りにおいて5年を上限とする特例措置を講ずる。 501 (条件..特区内の研究機関において研究業務に従事するため入国する外国人について「特定活動」の在留資格を付与できることとし、この場合の活動範囲は特区内における研究活動及び特区内の事業を運営する活動とする。ただし、地方公共団体の職員が代理人として在留資格認定証明書交付申請を行うこと、及び地方公共団体の職員がその外国人の活動に変更が生じた場合等には地方入国管理局へ通報することを条件とする) | | 外国人が日本で「研究」在留資格にて就労する場合、在留資格者には一律3年の在留期間を与える。また、優秀な外国人人材が大学卒業(修了)後、起業または就業しようとする成績優秀な留学生(技術系)は、卒業(修了)後も一定期間「研究」の在留資格が認められる措置を講じる。 |
| | 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・「研究」資格: 修士又は3年以上の研究従事若しくは10年以上の実務経験の緩和 ・「投資・経営」資格: 外国人の会社設立制限の緩和 【出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令】 | 特区対応 | 法務 | 501の場合、「研究」及び「投資・経営」の在留資格に係る基準は適用されない。 | | 外国人が日本で起業する場合の日本在住の常勤職員確保を要する規定、外国人が日本国内の事業所へ転勤する場合の在留資格認定のための本国における勤務実績を要する規定による規制を緩和すること。 |
| | 数次ビジネス査証発給要件等の緩和 | 引き続き検討 | 外務 | | | 外国人技術者等の就労円滑化のため、短期滞在から就労ビザへの切替え手続きの簡素化、数次ビザの発給要件を緩和する。 |
| | 特許審査請求期間の延長(3年以上) 【特許法第48条の3第1項】 | 事実誤認・税減免等 | 特許 | | | 大学研究成果の産業利用を促進するため、特区内に進出又はブランチを設置して活動するTLO、又は特区内で生まれた大学研究成果の移転を図るTLOに対して、特許審査請求までの期間を通常(3年)以上に延長する。 |

| 目 的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たった条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|---|--|---------------|----------|---|---|---|
| 世界中の優秀な人材への求心力の向上 | 地方公共団体から国、独立行政法人又は公団等に対する寄付金等の支出制限の緩和 【地方財政再建促進特別措置法第24条第2項】 | 全国対応 | 総務 | | 地方公共団体の要請に基づき、国立大学等が行う科学技術に関する研究開発等で、地域における産業の振興とその他住民の福祉の増進に寄与するものに対し、国立大学等において通常行われる研究開発等と認められる部分を除くなどの一定の要件のもとで、地方公共団体が経費を負担できるように政令を改正する。 | 地方財政再建促進特別措置法等の弾力的適用（政令の基準緩和含む）により、独立行政法人に移行した理化学研究所や大学等の研究機関が特区内に立地等することに対して、地元自治体が特別な措置をできるようにする。 |
| | 地方公共団体から国、独立行政法人又は公団等に対する寄付金等の支出制限の緩和（寄付金等の支出の制限の対象となる独立行政法人からの除外） 【地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3】 | 全国対応 | 総務 | | | |
| | 地方公共団体から国、独立行政法人又は公団等に対する寄付金等の支出制限の緩和（寄付金等の支出の制限の特例の範囲の緩和） 【地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の2】 | 全国対応 | 総務 | | | |
| | 労働者派遣業における原則1年とする派遣期間の延長 【労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律（雇用対策臨時特例法第5条により読み替えて適用される場合を含む。）第26条第2項、40条の2第1項】 | 全国対応 | 厚労 | | 派遣就業の場所毎に同一の業務について、派遣元事業主から1年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けることについて検討し、設置する。 | 原則1年とされている派遣期間を3年にするなど派遣期間制限の緩和を行う。 |
| | 労働者派遣に関する物の製造業務への対象業務の拡大 【労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第4条、附則14】 | 全国対応 | 厚労 | | 物の製造の業務への労働者派遣事業を行うことについて検討し、措置する。 | 労働者派遣法により労働者派遣が禁止されている「物の製造業務」について、特区内において派遣対象とする。 |
| 有期労働契約における専門的な知識、技術又は経験を有する者の基準の緩和 【労働基準法第14条第1号及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準二】 | 全国対応 | 厚労 | | 修士の学位を有する者について、就こうとする業務に2年以上従事した経験を有するものとの条件を撤廃することについて検討し措置する。 | 修士号取得者の2年の実務経験を廃止する。 | |

| 目 的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たった条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|-------------------|---|---------------|----------|--|---|---|
| 世界中の優秀な人材への求心力の向上 | 有期労働契約の契約期間の延長 【労働基準法第14条】 | 全国対応 | 厚労 | | 1年(一定のものについて3年)を超える期間を契約期間とする労働契約の締結を可能とする事について検討し、措置する。 | 特区に進出した企業が有期労働契約を締結する場合、雇用契約期間の3年を5年に延長する。 |
| 多様な教育システムの構築 | 大学設置の際の校地面積基準の緩和(校地面積基準を校舎面積と連動しない形で定める等の全国規模の基準の緩和を超えた措置) 【大学設置基準第37条等】 | 特区対応 | 文科 | 学生が充実した学習を行うことができるとともに、安定的な大学経営が確保されること。 | | 高度な学術研究機能を有する大学等を誘致するため、播磨科学公園都市に進出する国内外の大学が大学設置する際、教員数や施設規模、土地所有など細目まで規制している |
| | 大学設置基準(校地面積基準)の緩和 【大学設置基準、同要項、同細則】 | 全国対応 | 文科 | | 校舎面積の3倍以上とされている校地面積を、校舎と連動しない形で定めたり、合理的な理由があれば数量基準を緩和するなどの方法により、新たな数量基準を設定する。 自己所有要件(校地の2分の1)を緩和する。 (平成15年4月1日から施行) | 大学設置基準や大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長による審査基準など、様々な形式によって規定されている基準について、軽減・簡素化を図り必要最低限の基準とする。 |
| | 大学(学部・学科を含む)等の設置及び廃止にあたっての、文部科学大臣等の認可を届出制へ移行 【学校教育法第4条】 | 全国対応 | 文科 | | 大学において、学位の種類・分野の変更を伴わない学部・学科の新設廃止手続を、認可制から届出制に変更する。 | 特区内の公立・私立大学については、大学の教育・研究活動が技術革新のスピードに対応した学部・学科の再編を大学の自己責任によって自立的に行えるように、大学の現行の事前承認制から届出制へ緩和する。 |
| | 私立大学の学部・学科の設置及び廃止にあたっての、文部科学大臣の認可等を届出制へ移行 【学校教育法施行令第23条】 | 全国対応 | 文科 | | 大学において、学位の種類・分野の変更を伴わない学部・学科の新設廃止手続を、認可制から届出制に変更する。 | 特区内の私立大学については、大学の教育・研究活動が技術革新のスピードに対応した学部・学科の再編を大学の自己責任によって自立的に行えるように、大学の現行の事前承認制から届出制へ緩和する。 |

| 目 的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たった条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|--------------|---|---------------|----------|---------------|---|--|
| 多様な教育システムの構築 | 私立学校の設置を目的とした学校法人を設立する際の申請手続の簡素化(寄附行為で定める項目の簡素化) 【私立学校法第30条】 | 全国対応 | 文科 | | 大学において、学位の種類・分野の変更を伴わない学部・学科の新設廃止手続を、認可制から届出制に変更する。 | 海外の大学の誘致を促進するため、研究等優れた実績のある海外大学については、寄附行為の認可にあたって、海外での教育・研究実績を考慮するとともに、目的、名称、理事関係等の必要最低限の内容により、認可申請を行えるように手続きの簡素化、迅速化を行う。 |
| | 海外大学法人審査の簡素化、迅速化 【学校法人の寄附行為及び寄附行為変更に関する審査基準23の2, 3, 5】 | 全国対応 | 文科 | | 私立学校設置時の、学校法人の資産条件の緩和大学等の校舎につき、地方自治体からの全部借用を認めるなど、学校法人が私立学校を設置する際に必要となる学校法人の自己資産条件を緩和する。(平成15年4月1日から施行) | 海外の大学の誘致を促進するため、研究等優れた実績のある海外大学については、寄附行為の認可にあたって、海外での教育・研究実績を考慮するとともに、目的、名称、理事関係等の必要最低限の内容により、認可申請を行えるように手続きの簡素化、迅速化を行う。 |
| | 大学設置基準の緩和(教員数) 【大学設置基準第11条～第13条附則】 | 引き続き 検討 | 文科 | | | 高度な学術研究機能を有する大学等を誘致するため、播磨科学公園都市に進出する国内外の大学が大学設置する際、教員数や施設規模、土地所有など細目まで規制している大学設置基準や大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長による審査基準など、様々な形式によって規定されている基準について、軽減・簡素化を図り必要最低限の基準とする。 |

| 目 的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|--------------|---|---------------|----------|----------------|---------|---|
| 多様な教育システムの構築 | 大学設置基準の緩和(施設・設備) 【大学設置基準第34条～第40条】 | 引き続き 検討 | 文科 | | | 高度な学術研究機能を有する大学等を誘致するため、播磨科学公園都市に進出する国内外の大学が大学設置する際、教員数や施設規模、土地所有など細目まで規制している大学設置基準や大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長による審査基準など、様々な形式によって規定されている基準について、軽減・簡素化を図り必要最低限の基準とする。 |
| | 職員の役員等の兼業の承認規定(研究成果活用企業)の緩和 【人事院規則(14-18)】 | | | 特区対応 | 人事院 | 国立大学教員等がベンチャー企業等の役員兼業を行うに際し、職務専念義務を免除し、勤務時間内における兼業を認めることについて、人事院としては、特区における当該役員兼業について国民の理解と納得が得られる特別の公益性が明確に認められること及び給与の減額が行われることを前提として、職務専念義務について、勤務時間内の兼業によらなければ研究成果活用事業が行えない事情が認められること、教育研究活動等の大学の運営に支障がないと認められること等の条件設定を検討し整えた上で、特区において実施 |

| 目 的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|--------------|---|---------------|----------|----------------|---|--|
| 多様な教育システムの構築 | 国立大学教員等の勤務時間内兼業に係る基準等の明確化 【国家公務員法第104条】 | 全国対応 | 総務 文科 | | 国立大学教員等が産学官連携活動のために勤務時間内兼業を行うことについて、その政策的意義、公益性等について明らかにした上で、国立大学の法人化後における服務、勤務時間管理等に係る文部科学省の方針を踏まえて、一定の基準・手続の下で実施できるようにする。(平成15年度) | 光科学技術に関する研究機関及び教育機関等の集積を図るため、国立大学教員等の国家公務員法「兼業禁止規定」等の要件を緩和する。 |
| | 任期付研究員の採用手続きの簡素化及び任期見直し 【一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第3条第3項、第4条第2項】 | 事実誤認・全減免等 | 人事 院 | - | - | 特区内における国・独立行政法人等研究機関の研究員の採用に関して、任期付研究員の採用手続きを簡素化するとともに、任期設定について、招へい研究員型と同様に若手研究員型についても原則5年以内と拡充する。 |

2 先端医療産業特区

| 目的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|---------------------------------|--|---------------|----------|----------------|--|---|
| 産学連携によるトランスレーショナルリサーチ(橋渡し研究)の推進 | 高度先進医療制度の見直し 特定療養費制度の対象拡大 特定承認保険医療機関の承認要件等の見直し 【健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養等】 | 全国対応 | 厚労 | - | 薬事法改正により、医師の主導により医薬品等を使用する臨床研究について治験として取り扱うこととなったことに伴い、特定療養費制度の対象とする。 臨床研究以外の高度先進医療について、高度先進医療制度において特定承認保険医療機関の要件や対象技術の範囲の見直しを行う。 | 医薬品、医療用具等の治験については「特定療養費」(一般療養(診察料、入院基本料等)に係る部分について保険給付の対象)が導入されているが、医師主導の臨床研究については、「特定療養費」の対象となっていない。再生医療等の高度医療に係る臨床研究において、「特定療養費」の導入を実施する。 また、「特定承認保険医療機関」では、厚生労働大臣の承認を得て行われた「高度先進医療」について、「特定療養費」が導入されているが、「特定承認保険医療機関」の施設基準や医療技術の審査承認手続きが厳格であり、承認要件等の見直しを実施する。 |
| ライフサイエンスに関する研究機関及び教育機関の集積促進 | 高度先進医療に係る病床の特例措置の回数制限の撤廃 【医療法施行規則第30条の3第1項に規定する特定の病床等の特例について(平成10年7月24日付指第43号)】 | 全国対応 | 厚労 | - | 現行では1回限りとされている高度先進医療に係る病床の特例措置の適用回数につき、先端医療を推進するため必要がある場合は撤廃する等弾力的に運用。 | 「特定病床等の特例」は、医療計画上の必要病床数に加算できることが定められているが、厳しい運用が図られている。産学連携によるトランスレーショナルリサーチを推進するため高度・先進医療に係る「特定病床等の特例」の弾力的運用を実施する。 |
| | 特定機能病院の病床数基準の緩和 【医療法施行規則第6条の5】 | 全国対応 | 厚労 | - | 現行500床とされている病床数基準を緩和。 | 高度先進医療を実施する医療機関の施設基準の弾力的運用を実施する。 |

| 目 的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|-----------------------------|--|---------------|----------|---------------------------------------|--|--|
| ライフサイエンスに関する研究機関及び教育機関の集積促進 | 大学設置の際の校地面積基準の緩和(校地面積基準を校舎面積と連動しない形で定める等の全国規模の基準の緩和を超えた措置) 【大学設置基準第37条等】 | 特区対応 | 文科 | 学生が充実した学習を行うことができ、かつ安定的な大学経営が確保されること。 | - | 大学等の教育機関については、校地面積基準等厳格な設置基準、審査基準が定められている。ライフサイエンスに関する研究機関及び教育機関の集積を促進するため、大学、専修学校等教育機関設置基準を緩和する。 |
| | 大学設置基準(校地面積基準)の緩和 【大学設置基準、同要項、同細則】 | 全国対応 | 文科 | - | 校舎面積の3倍以上とされている校地面積を校舎と連動しない形で定める等の新たな数量基準の設定及び校地の2分の1自己所有要件を緩和。 | |
| | 大学設置の抑制方針の撤廃 【平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針】 | 全国対応 | 文科 | - | 大学の施設や収容定員増を抑制する方針を撤廃。 | 大学設置に関する審査の取扱方針に定められている大学設置の抑制方針を撤廃する。 |
| | 大学設置基準(教員数、施設・設備等)の緩和 【大学設置基準等】 | 引き続き 検討 | 文科 | - | - | 大学等の教育機関については、教員数、施設・設備等厳格な設置基準、審査基準が定められている。ライフサイエンスに関する研究機関及び教育機関の集積を促進するため、大学、専修学校等教育機関設置基準を緩和する。 |
| | 地方公共団体から国・独立行政法人又は公団等に対する寄附金等の支出制限の緩和 【地方財政再建促進特別措置法第24条第2項、同法施行例第12条の2、第12条の3】 | 全国対応 | 総務 | - | 地方公共団体の要請に基づく科学技術研究で通常の研究開発と認められないもの等に対し、地方公共団体が経費負担できるよう政令を改正。 | 神戸医療産業都市構想の中核をなす研究機関である理化学研究所神戸研究所に対して、市では土地の無償提供を行っている。理化学研究所が独立法人化した後においても、現状維持を希望する。 |

| 目 的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|-----------------------------|---|---------------|----------|---|---|---|
| ライフサイエンスに関する研究機関及び教育機関の集積促進 | 国立大学教員等の民間企業等との時間内兼業の容認(技術移転事業者) 【人事院規則(14-17)】 | 特区対応 | 人事院 | TLOの役員兼業について特別の公益性がありかつ大学運営に支障がないこと等。 | - | ライフサイエンスに関する研究機関及び教育機関の集積を促進するため、公的研究機関等の医師及び研究者の国家公務員法「兼業禁止規定」、地方公務員法「営利企業等への従事制限」等の要件を緩和する。 |
| | 国立大学教員等の民間企業等との時間内兼業の容認(研究成果活用企業) 【人事院規則(14-18)】 | 特区対応 | 人事院 | ベンチャー企業の役員兼業について特別の公益性がありかつ大学運営に支障がないこと等。 | - | |
| | 国立大学教員等の民間企業等との兼業の際の人事院の承認要件の緩和 【人事院規則等】 | 引き続き検討 | 人事院 | - | - | |
| | 国立大学教員等の勤務時間内兼業に係る基準等の明確化 【国家公務員法第104条】 | 全国対応 | 総務 | - | 国立大学教員等が産学官連携活動のために勤務時間内兼業を行うことについて、文科省の方針をふまえ一定の基準・手続きの下で実施。 | |
| | 国立大学教員等の民間企業等との兼業の際の内閣総理大臣及び所管庁の長の許可の簡素化 【国家公務員法等】 | 引き続き検討 | 総務 | - | - | |
| | 地方公務員の営利企業の兼業に関する要件緩和 【地方公務員法等】 | 引き続き検討 | 総務 | - | - | |
| | 国立大学の施設、敷地等の民間事業者による使用の際の手続きの簡素化(大臣協議を大臣通知へ変更) 【国有財産法施行令第11条第12号、第13条第1項、第14条】 | 特区対応 | 財務 | 国立大学の施設、敷地等の用途又は目的を妨げないこと。 | - | |

| 目 的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|-----------------------------|--|---------------|----------|--|---------|---|
| ライフサイエンスに関する研究機関及び教育機関の集積促進 | 国立大学の施設、敷地等を民間事業者に使用許可する基準の緩和 【国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について(昭和33年1月7日蔵管第1号)等】 | 特区対応 | 財務 | 国立大学の施設、敷地等の用途又は目的を妨げないこと。 | - | ライフサイエンスに関する研究機関及び教育機関の集積を促進するため、公的研究機関・大学等の施設の企業による利用の促進を実施する。 |
| | 国立大学等の試験研究施設の民間企業による廉価使用の対象範囲拡大(国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大)及び条件の緩和 【研究交流促進法第11条第1項】 | 特区対応 | 文科 | 中核となる国の研究機関があり、国以外の試験研究施設の集積が見込まれること等。 | - | |
| | 国立大学等の試験研究施設の民間企業による廉価使用の対象範囲拡大(国の研究成果を活用して試験研究施設を大学内に整備する者等への拡大)及び条件の緩和 【研究交流促進法第11条第2項】 | 特区対応 | 文科 | 中核となる国の研究機関があり、国以外の試験研究施設の集積が見込まれること等。 | - | |
| | 国立大学等の試験研究施設、敷地の民間企業による廉価使用の際の各省庁の長の認定手続きの緩和 【研究交流促進法施行令第9条第1項・第3項、第10条第1項・第4項】 | 特区対応 | 文科 | 各省庁に対し、事後報告を行うこと。 | - | |
| バイオベンチャー等の育成支援 | 承認TLOの認定の弾力化 【大学等技術移転促進法等】 | 現行で可能 | 経産 | - | - | 大学等技術移転促進法に基づいて国から承認を受けたTLOは、大学単位での技術移転を前提としているため、組織横断的に特定の分野に特化した技術移転を得意としない傾向があることから、大学発ベンチャーの育成を支援するため承認TLO運営・認定の弾力化を実施する。 |

| 目 的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|--|---|-----------------|----------|---|--|--|
| ライフサイエンスに関する国内外の優秀な医師や研究者、技術専門家等の人材の確保 | 臨床修練について、医療に関する知識及び技能の習得に加え、これに付随して行われる教授を容認 【外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律第3条等】 | 全国対応 | 厚労 | - | 医療に関する知識・技能の修得に加え、これに付随する教授を目的として入国した外国医師等について、大臣許可の付与を明確化(通知)。語学能力について英語以外の言語を追加(省令改正)。臨床修練の許可審査機関を短縮化(運用)。 | 医療に関する知識及び技能の習得を目的として日本入国した外国人医師の内、基準に適合する者は「臨床訓練」として、日本の医師免許を有する医師のもとで医療行為が出来るが、この「臨床訓練制度」の適用を拡大する。 |
| | 研究交流促進法による国立研究機関での外国人研究者の任期付任用を公立研究機関に拡大 【研究交流促進法等】 | 事 実 誤 認・税 減 免 等 | 文科 | - | - | 研究交流促進法で国立研究機関等に認められている外国人研究者の任期付任用の範囲を公立研究機関に拡大する。 |
| | 外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 【出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項、別表第1、別表第1の2、別表第1の3、別表第1の4】 | 特区対応 | 法務 | 自治体職員が代理人として在留資格認定証明書交付申請を行い、かつ変更が生じた場合は入国管理局に通報すること。 | - | 特区内で在留資格を得て活動する外国人研究者、技術専門家及びその家族(扶養を受ける配偶者又は子)に係る在留期間の延長と「家族滞在」資格者の活動内容の弾力化を図る。 |
| | 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長 【出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項及び司法施行規則第3条】 | 特区対応 | 法務 | 5年を上限とする。 | - | 「3年又は1年」と規定されている在留期間について、一律「3年」とする。 |
| | 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・「研究」資格:修士又は3年以上の研究従事若しくは10年以上の実務経験の緩和 ・「投資・経営」資格:外国人の会社設立制限の緩和 【出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令】 | 特区対応 | 法務 | - | - | 大学卒業生が特区内の研究機関に就職する場合、「研究」分野の在留資格を認める。 |

| 目 的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|--|--|---------------|----------|----------------|---------|--|
| ライフサイエンスに関する国内外の優秀な医師や研究者、技術専門家等の人材の確保 | 外国人研究者・技術者に係る「家族滞在」資格者の活動内容の弾力化 【出入国管理及び難民認定法第19条等】 | 引き続き 検討 | 法務 | - | - | 特区内で在留資格を得て活動する外国人研究者、技術専門家及びその家族（扶養を受ける配偶者又は子）に係る在留期間の延長と「家族滞在」資格者の活動内容の弾力化を図る。 |

3 国際みなと経済特区

| 目的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|--------------------|---|-------------------|----------|--|---------|---|
| ロジスティクス ハブ拠点の形成 | 大阪港・神戸港2開港の一体化(とん税・特別 とん税の負担軽減) 【関税法施行令第96条】 | 事実誤 認・税減 免等 | 財務 | - | - | 神戸港と大阪港は別個の開港とな っているため、両港に寄港する航路 をもつ船社は二重にとん税、特別と ん税を支払わなければならないこ とから、大阪港と神戸港とを1開港 化し、とん税・特別とん税の負担軽 減を実施する。 |
| | 動植物検疫・食品衛生届が不要な輸入貨物の保 税地域搬入前の通関処理の実施(本船入港前の 通関処理の実施及び終了) 【関税法第67条第2項等】 | 現行で可 能 | 財務 | - | - | 物流の効率化を図るため、動植物検 疫・食品衛生届が不要な輸入貨物に ついて、保税地域搬入前の通関処理 (本船入港前の通関処理の実施及 び終了)を実施する。 |
| | 特定の輸出貨物に係る輸出後の事後報告による 通関処理の実施 【関税法第67条】 | 事実誤 認・税減 免等 | 財務 | - | - | 現状では、法令どおり、輸出前に、 品目、数量その他必要事項を申告 し、必要な検査を受け、許可を受け なければ輸出できないが、特定の輸 出貨物について、輸出後の事後報告 による通関処理を実施する。 |
| | 保税蔵置場の設置基準の明確化 【関税法第43条】 | 現行で可 能 | 財務 | - | - | 保税蔵置場設置許可に係る審査基 準が開示されておらず、新規参入者 の場合、本申請まで長期間に及び場 合があることから、保税蔵置場の設 置基準の明確化を図る。 |
| | コンテナ詰め込み後の通関制度である「コンテ ナ扱い」の港頭地区での適用 【関税法基本通達】 | 現行で可 能 | 財務 | - | - | 関税法基本通達により、「コンテナ 一扱い」は、港頭地区で詰め込まれ ないことと規定されているが、港頭 地区においても適用を認める。 |
| | 総合保税地域における土地、施設の所有又は管 理主体を民間事業者等に開放 【関税法施行令第51条の11第2号】 | 特区対応 | 財務 | 許可を受けようとする地域全体を 適切に管理できる法人であること 等の要件を充足すること。 | - | コンテナターミナルの共同化が検 討されるなか、第三セクターに認め られている総合保税地域における 土地、施設の所有又は管理主体を民 間事業者等にも開放する。 |

| 目的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|--------------------|--|---------------|----------|--|---|---|
| ロジスティクス ハブ拠点の形成 | 通関業務の24時間365日化への対応 【関税法第98条(運用)】 | 特区対応 | 財務 | 例えばコンテナヤードゲートのフルオープン化に向けた取り組みなど民間側の対応が進展し、税関の執務時間外における輸出入通関等の手続きを求める具体的な要請があること。 | - | 平成13年11月より、ゲート内の荷役業務が24時間できるようになったが、税関の執務時間は、平日の8:30~17:00に限定されているなど、港湾と税関の営業時間格差が生じており、荷役体制に合わせた官庁サービスの24時間365日化を実施する。 |
| | 検疫の24時間化 | 全国対応 | 厚労 | - | 具体的な要請に基づき、開庁時間延長等の運用により対応する。 | |
| | 公有水面埋立地における用途変更、権利の移転・設定の許可手続きの運用改善、大臣協議の処理期間短縮 【公有水面埋立法第27条、第29条】 | 特区対応 | 国交 | 特区の趣旨・目的に沿うような用途変更、権利の移転・設定であって、埋立地の利権化及び乱開発を目的とするものでないこと等。 | - | 埋立地の竣功認可告示後10年間は、埋立地の所有権の移転、用途変更には、免許庁許可の前に主務大臣の協議が必要であるが、神戸港にとって必要な多種多様な立地ニーズに応えるため、埋立地処分に係る大臣協議の弾力的運用を実施する。 |
| | 公有水面埋立地における用途変更が可能な用途の通知による明確化 【公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日港管第1580号、河政発第57号)】 | 特区対応 | 国交 | - | - | |
| | 臨港地区における構築物規制の弾力化 【港湾法第38条、第39条、第40条】 | 現行で可能 | 国交 | - | - | 臨港地区における構築物規制の弾力的運用を実施する。 |
| 国際経済拠点 の構築 | 外国法事務弁護士の日本弁護士の雇用の禁止、共同事業の禁止の緩和 【外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第49条、第49条の2】 | 全国対応 | 法務 | - | 外国法事務弁護士について共同事業を自由化し、日本弁護士の雇用禁止規定を見直す。 | 外国法事務弁護士に対して、日本人弁護士の雇用、日本人弁護士との業務提携を容認する。 |

| 目 的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|---------------|---|---------------|----------|---|---------|--|
| 国際経済拠点の 構築 | 外国法事務弁護士となるための法務大臣の承認要件の緩和 【外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第7条】 | 引き続き 検討 | 法務 | - | - | 特区内に事務所を設置する外国法事務弁護士の所管大臣の承認制を届出制に緩和する。 |
| | 外国人公認会計士が日本国内において業務を行うために必要な内閣総理大臣の承認制の緩和 【公認会計士法第16条の2】 | 現行で可 能 | 金融 | - | - | 特区内に事務所を設置する外国公認会計士の所管大臣の承認制を届出制に緩和する。 |
| | 外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「研究」資格での「投資・経営」活動の可能化等) 【出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項、別表第1、別表第1の2、別表第1の3、別表第1の4】 | 特区対応 | 法務 | 自治体職員が代理人として在留資格認定証明書交付申請を行い、かつ変更が生じた場合は入国管理局に通報すること。 | - | 在留資格「投資・経営」の要件「二人の常勤職員の雇用」及び「企業内転勤」の要件「一年以上の勤務実績」の規定を撤廃または緩和を実施する。 |
| | 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長 【出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項及び司法施行規則第3条】 | 特区対応 | 法務 | 5年を上限とする。 | - | 特区内で在留資格を得て活動する外国人研究者やその家族等に対して、三年の在留期間を容認する。 |
| | 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・「研究」資格：修士又は3年以上の研究従事若しくは10年以上の実務経験の緩和 ・「投資・経営」資格：外国人の会社設立制限の緩和 【出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令】 | 特区対応 | 法務 | - | - | 大学卒業生が特区内の研究機関に就職する場合、「研究」分野の在留資格を認める。また、新規事業を開始する場合の投資額年間500万円以上という目安について、法制化を行うなど規定を明確にする。 |
| | 外国人からの入国、在留資格諸申請の優先処理 【出入国管理及び難民認定法第7条の2、第20条、第21条】 | 特区対応 | 法務 | - | - | 在留資格「家族滞在」を申請する際に必要となる、「扶養者の収入を証する文書」の提出を省略できるようにする。 |

| 目 的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|---------------|---|---------------|----------|--------------------------------|--|--|
| 国際経済拠点の 構築 | 外国人研究者・技術者に係る「家族滞在」資格者の 活動内容の弾力化 【出入国管理及び難民認定法等】 | 引き続き 検討 | 法務 | - | - | 在留資格「家族滞在」資格者の資格 外活動を容認する。 |
| | 永住権取得要件の緩和 【出入国管理及び難民認定法第22条】 | 特区対応 | 法務 | 運用上必要としている滞在期間を 短縮する措置を講ずる。 | - | 5年以上の勤務実績が必要とされ ている永住権の取得要件を、特区内 の研究機関で研究を行う者等に限 り2年に緩和する。 |
| | 数次ビジネス査証発給要件の緩和 | 引き続き 検討 | 外務 | - | - | 特区内の外国人が設立した法人に ついて、母国従業員が商用で来日す る場合等に、有効期間5年、滞在期 間が90日程度の数次査証を認め る。 |
| | 労働者派遣における派遣期間の延長 【労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2第1項】 | 全国対応 | 厚労 | - | 派遣就業の場所毎に同一の業務に ついて派遣元事業主から1年を超 える期間継続した派遣の役務提供 について検討し、措置する。 | 特区内の企業、事業所に対して、原 則1年とされている派遣期間を5 年まで容認する。 |
| | 労働者派遣における物の製造業務への派遣対象業務の拡大 【労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律附則4】 | 全国対応 | 厚労 | - | 物の製造業務への労働者派遣事業 について検討し、措置する。 | 特区内の企業、事業所に対して、労働者派遣法上で派遣が認められていない「物の製造の業務」について、労働者派遣を容認する。 |

4 国際経済立地促進特区

| 目的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|-----------|---|---------------|----------|---|---------|--|
| バイエリアの再生 | 公有水面埋立地における権利の移転・設定の許可手続きの運用改善、大臣協議の処理期間の短縮 【公有水面埋立法第27条】 | 特区対応 | 国交 | 特区制度の趣旨・目的に沿うような用途変更、権利の移転・設定であって、埋立地の利権化及び乱開発を目的とするものでないこと並びに環境保全上著しく影響を及ぼすものではないこと。 | - | 埋立地処分に係る大臣協議を緩和又は撤廃する。 |
| | 公有水面埋立地における用途変更の許可手続きの運用改善、大臣協議の処理期間の短縮 【公有水面埋立法第29条】 | 特区対応 | 国交 | | - | |
| 国際経済拠点の構築 | 外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長等) 【出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2】 | 特区対応 | 法務 | 501の場合、在留期間については当該活動を継続している限りにおいて5年を上限とする特例措置を講ずる。 501 (条件...特区内の研究機関において研究業務に従事するため入国する外国人について「特定活動」の在留資格を付与できることとし、この場合の活動範囲は特区内における研究活動及び特区内の事業を運営する活動とする。ただし、地方公共団体の職員が代理人として在留資格認定証明書交付申請を行うこと、及び地方公共団体の職員がその外国人の活動に変更が生じた場合等には地方入国管理局へ通報することを条件とする) | - | 特区内で在留資格を得て活動する外国人に対して、3年の在留期間を認める。 現状では、在留資格「教授」「投資経営」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術」「人文科学・国際業務」「企業内転勤」の在留期間はいずれも「3年又は1年」と規定されているが、3年の在留期間が認められる場合が少ないためである。 |
| | 外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 ・「研究」資格: 修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和 ・「投資・経営」資格: 外国人の会社設立制限の緩和 【出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令】 | 特区対応 | 法務 | 501の場合、「研究」及び「投資・経営」の在留資格に係る基準は適用されない。 | - | 「研究」資格では、修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験を緩和する。 「投資・経営」資格では、創業時の企業は、総じて資金力が乏しく、2人の常勤職員を雇用を必要とする規定は、大きな負担であり、常勤職員の雇用を必要とする規定を撤廃又は緩和する。 |

| 目 的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たった条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|---------------|--|---------------|----------|---------------|---|--|
| 国際経済拠点 の構築 | 外国法事務弁護士の日本弁護士の雇用の禁止、共同事業の禁止の緩和 【外国人弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第 49 条、第 49 条ノ 2】 | 全国対応 | 法務 | | 外国法事務弁護士について、共同事業を自由化し、日本弁護士の雇用禁止規定を見直す。 | 特区内に事務所を設置する外国法事務弁護士に対して、日本人弁護士の雇用、日本人弁護士との業務提携を認める。 |
| | 労働者派遣における派遣期間の延長 【労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第 40 条の 2 第 1 項】 | 全国対応 | 厚労 | | 派遣就業の場所毎に同一の業務について、派遣元事業主から 1 年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けることについて検討し、設置する。 | 原則 1 年とされている派遣期間を 5 年まで認める。 |
| | 労働者派遣における物の製造業務への派遣対象業務の拡大 【労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律附則 4】 | 全国対応 | 厚労 | | 物の製造の業務への労働者派遣事業を行うことについて検討し、措置する。 | 労働者派遣法上で派遣が認められていない「物の製造の業務」について、労働者派遣を認める。 |
| | 有期労働契約における契約期間の延長 【労働基準法第 14 条】 | 全国対応 | 厚労 | | 1 年(一定のものについて 3 年)を超える期間を契約期間とする労働契約の締結を可能とする事について検討し、措置する。 | 雇用契約期間を 3 年から 5 年に延長する。 |
| | 有期労働契約における専門的な知識、技術又は経験を有する者の基準の緩和 【労働基準法第 14 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準二】 | 全国対応 | 厚労 | | 修士の学位を有する者について、就こうとする業務に 2 年以上従事した経験を有するものとの条件を撤廃することについて検討し措置する。 | 修士号取得者の 2 年の実務経験を廃止する。 |
| | 数次ビジネス査証発給要件等の緩和 | 引き続き 検討 | 外務 | | | 外国人就労円滑化のため、短期滞在から就労ビザへの切替え手続きの簡素化、数次ビザの発給要件を緩和する。 |
| | 外国人向け専門サービス業(弁護士)の外国人への開放 外国法事務弁護士となるための「法務大臣の承認」要件の緩和 【外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第 7 条】 | 引き続き 検討 | 法務 | | | 特区内に事務所を設置する外国法事務弁護士に対して大臣の承認制を届出制に緩和する。 |

| 目 的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|---------------|---|---------------|----------|----------------|---------|--|
| 国際経済拠点 の構築 | 外国人公認会計士が、日本国内において業務を行うために必要な、内閣総理大臣の承認制の緩和 【公認会計士法第16条の2第1, 2項】 | 現行で可能 | 金融 庁 | | | 特区内に事務所を設置する外国公認会計士に対して大臣の承認制を届出制に緩和する。 |
| 関連企業の誘 致促進 | 株式会社設立に関する最低資本金額の引下げ 【商法第168条の4】 | 引き続き 検討 | 法務 | | | ベンチャー企業の創出を促進するため、特区内に新たに企業を設立する場合には、株式会社について定められている最低資本金の制限を撤廃する。 |
| | 特定用途の建築物に対する建築基準（集団規定） の適用除外 建築基準法の容積率の緩和 【建築基準法第52条】 | 現行で可能 | 国交 | | | 特区内において、「都市再生特別措置法」に基づく、「都市再生特別地区」内と同様、建築基準法の容積率の適用除外を図る。 |
| | 特定用途の建築物に対する建築基準（集団規定） の適用除外 建築基準法の建ぺい率の緩和 【建築基準法第53条】 | 現行で可能 | 国交 | | | 特区内においては、建築基準法の建ぺい率を2割程度緩和する。 |

5 環境・リサイクル特区

| 目的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|---|---|---------------|----------|----------------|---------|--|
| 循環型社会の構築に向けた我が国の先導的な広域リサイクル拠点、環境産業創出拠点の形成 | リサイクル施設設置許可手続の簡素化 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第15条第1項】 | 引き続き 検討 | 環境 | | | 特区内に立地する企業に対して、容器包装、自動車等個別リサイクル法で定められた廃棄物のリサイクルを対象として、廃棄物処理法の施設設置許可の適用を除外する。 |
| | リサイクル企業に対する廃棄物処理法の処分業の許可の適用緩和 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第4項、第14条第1項、第4項】 | 引き続き 検討 | 環境 | | | 特区内に立地する企業のうち、特区内における容器包装、自動車等個別リサイクル法で定められた廃棄物のリサイクルを対象とするリサイクル企業に対しては、廃棄物処分業の許可の適用を除外する。 |
| | リサイクル施設の設置に関する建築基準法上の手続の簡素化 【建築基準法第51条】 | 現行で可 能 | 国交 | | | 特区内における容器包装、自動車等個別リサイクル法のリサイクル対象物を取扱う企業が設置するリサイクル施設に限り建築基準法第51条ただし書による都市計画審議会の議を経たものとみなす。 |
| | 株式会社設立に関する最低資本金額の引下げ 【商法第168条の4】 | 引き続き 検討 | 法務 | | | 環境・リサイクル産業に係るベンチャー企業の創出を促進するため、特区内に新たに企業を設立する場合には、株式会社について定められている最低資本金の制限を撤廃する。 |

6 自然産業創造特区

| 目的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|----------------------------|---|---------------|----------|---|---------|---|
| 民間活力の導入等による農業振興 | 農業生産法人以外の法人の農業への参入を容認 【農地法第3条】 | 特区対応 | 農水 | 担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような地域であって、参入法人と地域との調和や参入法人による農地の適正かつ効率的な利用が確保されること。 | - | 農地が十分に活用されていない淡路島北部丘陵地域において、農業生産法人以外の法人にも農地の保有を認めることで、意欲ある企業等が農業に参入する機会を広げ、民間の経営ノウハウを活かした新たな農業経営を推進し、安全・安心な農産物や花き等の生産を振興する。 |
| 民間活力の導入等によるアグリライフ(楽農生活)の推進 | 特定農地貸付けによる市民農園の開設主体を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大 【特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条】 | 特区対応 | 農水 | 担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような地域であって、市民農園を新たに開設する者と地域との調和や市民農園を新たに開設する者による農地の適正かつ効率的な利用が確保されること。 | - | 市民農園開設のための企業等による農地の保有を認め、企業や農業生産法人など多様な主体による市民農園の開設を進め、多くの県民がアグリライフを実践・実感する機会を創出する。 |
| | 小規模農地の取得制限の緩和 【農地法第3条第2項第5号、農地法施行規則第3条の4】 | 引き続き検討 | 農水 | - | - | 小規模な農地でも栽培した農産物を販売したいという人にも農地の保有を認めることで、多くの県民がアグリライフを実践・実感する機会を創出する。 |
| | 町などによる農地の中間保有の容認 【農地法第3条第1項第10号、農地法施行規則第3条】 | 引き続き検討 | 農水 | - | - | 町などが農地を中間保有して、アグリライフを実践するため小規模な農業を始めたい人などに売却(貸付)することで、無秩序な農地利用の抑制を図る。 |

7 ものづくり高度化特区

| 目 的 | 規制項目名 (根拠条項等) | プogram 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 具体的要望内容 |
|-------------|-------------------------------------|----------------|----------|----------------|-------------------------|------------------------------------|
| ものづくり高度化の促進 | 地域準則に対する基準の緩和 【工場立地法施行規則第3条】 | 全国対応 | 経産 | | 緑地の定義を全国的に見直し、速やかに実施する。 | 工場立地法の緑地面積率及び緑地を含む環境施設面積率を適用除外とする。 |

8 カレッジタウン特区

| 目 的 | 規制項目名 (根拠条項等) | プ ロ グ ラ ム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 具体的要望内容 |
|----------------|---|-------------------|----------|--|---|--|
| 魅力ある学園都市づくりの推進 | 大学設置の際の校地面積基準の緩和(校地面積基準を校舎面積と連動しない形で定める等の全国規模の基準の緩和を超えた措置) 【大学設置基準第37条、附則】 | 特区対応 | 文科 | 学生が充実した学習を行うことができるとともに、安定的な大学経営が確保されること。 | | 工場等制限法の規制の廃止に伴い、大学の他市への流出に歯止めがかかると予想されるものの、都市部においては校舎の新増設にあたり、なお新たに土地を近隣に求めることは困難であるため、校地面積基準の緩和が必要である。 |
| | 大学設置基準(校地面積基準)の緩和 【大学設置基準、同要項、同細則】 | 全国対応 | 文科 | | 校舎面積の3倍以上とされている校地面積を、合理的な理由があれば数量基準を緩和する方法により、新たな数量基準を設定する。 校地の2分の1の自己所有要件を緩和する。 | 工場等制限法の規制の廃止に伴い、大学の他市への流出に歯止めがかかると予想されるものの、都市部においては校舎の新増設にあたり、なお新たに土地を近隣に求めることは困難であるため、自己所有基準面積の撤廃(現行:校舎面積の3倍以上、校地の2分の1を自己所有)が必要である。 |
| | 大学の学部・学科の設置・廃止についての申請 手続の簡素化 【学校教育法第4条等】 | 引き続き 検討 | 文科 | | | 大学の学部・学科の設置・廃止についての申請手続に係る添付書類の省略化、審査時間の短縮化を図る。 |
| | 大学(学部・学科を含む)等の設置及び廃止にあたっての、文部科学大臣等の認可を届出制へ移行 【学校教育法第4条、学校教育法施行令第23条】 | 全国対応 | 文科 | | 大学において、学位の種類・分野の変更を伴わない学部・学科の新設、廃止手続を、認可制から届出制に変更する。 | 大学(学部・学科を含む)等の設置及び廃止にあたっての、文部科学大臣等の認可を届出制へ移行する。 |
| | 小学校・幼稚園教員養成のための学部、学科の設置、定員増等拡充に係る抑制方針の緩和 【平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針等】 | 全国対応 | 文科 | | 中央教育審議会答申等を踏まえた抑制方針の撤廃を行う。 | 小学校・幼稚園教員養成のための学部、学科の設置及び定員増等拡充に係る抑制方針を緩和する。 |

9 但馬ツーリズム特区

| 目的 | 規制改革項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 本県からの要望内容 |
|-------------------|---|---------------|----------|---|--|--|
| 新たな体験・交流型ツーリズムの推進 | 特定農地貸付けによる市民農園の開設主体を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大 【特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条】 | 特区対応 | 農水 | 担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような地域であって、市民農園を新たに開設する者と地域との調和や市民農園を新たに開設する者による農地の適正かつ効率的な利用が確保されること。 | - | 市民農園開設のための企業等による農地の保有を認め、企業や農業生産法人など多様な主体による市民農園の開設を進め、多くの県民がアグリライフを実践・実感する機会を創出する。 |
| | 農林漁家が民宿を行う場合の旅業法上の面積要件の撤廃 【旅業法第2条、第3条 旅業法施行令第1条第3項 旅業法施行規則第5条第1項】 | 全国対応 | 厚労 | - | 農林漁家が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第2条第5項に定める農林漁業体験民宿業を行う場合、旅業法施行令第1条第3項第1号に規定する簡易宿泊所の面積要件を適用しないこととするについて検討し、速やかに実施する。 | 農業者等が副業的に経営し、かつ、専ら自然体験を提供する小規模(旅館営業に満たない規模)な民宿業に利用される宿泊施設については、旅業法の構造設備基準を適用除外とし、多大な投資をすることなく、民宿形態で来客を宿泊させることを可能とする。 |

10 環境保全型農業等推進特区

| 目的 | 規制項目名 (根拠条項等) | プログラム 対応区分 | 所管 省庁 | 特例措置実施に当たっての条件 | 規制改革の内容 | 具体的要望内容 |
|-------------------------------|--|---------------|----------|---|---------|--|
| 環境保全型農業の推進、有機農業等を目指す新規就農の受入促進 | 民間企業等の農地取得の容認 【農地法第3条】 | 特区対応 | 農水 | 担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような地域であって、参入法人と地域との調和や参入法人による農地の適正かつ効率的な利用が確保されること。 | | NPO法人に新規就農者希望者の実習・研修農場等として、農地の権利取得を認めることにより、NPO法人の自主的な活動を主体とした地域農業の活性化を図るため、「農地法」に基づく農地の権利移動要件を緩和する。 |
| | 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業の利用権設定等を受ける者の要件緩和 【農業経営基盤強化促進法第18条第3項】 | 引き続き 検討 | 農水 | | | NPO法人の適切な農地保有を推進するため、「農業経営基盤強化促進法」に基づく農地の利用権の設定等に関する要件を緩和し、NPO法人にも同法に基づく農地の利用権等を設定できるようにする。 |